

武庫川流域委員会  
運営委員長 松本 誠殿

## 総合治水 WT (2月8日) の討論への補足

平成18年2月9日 奥西一夫

2月8日の第22回総合治水 WT 会議で討議時間が不足したため、発言できなかった下記2点について、第34回流域委員会に提出致します。なお、運営委員会に間に合いませんでしたので、この意見書の内容について、口頭発言するかどうかは、委員長に一任します。また、総合治水 WT に遅刻しか関係で、他のメンバーによって討議済みの問題を蒸し返すことになるようであれば撤回します。

### 1. 基本高水流量の分担について

河川計画課から提出の資料1(第22回総合治水 WT)によると、基本高水流量=河道対策(疎通能力)+流域対策による低減量+貯留施設による低減量 という図式になっています。この図式で示されるものは1997年改正以前の河川法に則った考え、すなわち工事实施基本計画の考え方に他なりません。河川法改正の考え方に立つならば、「氾濫を許容する治水対策」と「超過洪水に対する考慮」を含める余地のある図式で検討することが必要となります。もちろん氾濫が起こり得ない基本方針が出れば申し分はないわけですが、工事实施計画が環境面と河道対策面で行き詰まった経過を考えると、氾濫の可能性をあらかじめ排除することは、新しい河川法が与える理水と環境にも配慮した問題解決の可能性を自ら閉ざしてしまうことになります。

また、同じ資料に分担流量の決定手順として

- ①対策の具体案を設定
- ②具体案を評価し、絞り込みのうえ、採用の可否、降下量を決定
- ③分担流量の精査、調整(担保性の検討)のうえ、決定

とされています。しかし、考えている対策の中には、耕作している農地に川の水を氾濫させるとか、校庭、公園、公共施設などに湛水させる、あるいは治水以外の目的で作られた施設の一部治水転用など、避けられるのであれば適用を避けたい対策が含まれています。したがって、③の段階で、このような対策を外す努力をできる限り、しなければならぬと考えます。流域委員会では多くの事項について「立ち戻りの原則」を持ち、一貫性と合理性のある治水方針を立てるべく努力してきましたが、ここにおいてあらかじめ固定化した対策を足し合わせて数字あわせをし、最後の調整は担保性の検討だけをするというのは余りにも不合理であるし、流域住民に苦難を押しつけることになりかねません。ここでも立ち戻りの原則が必要であると思います。

### 2. 治水事業費の試算について

総合治水 WT で流域対策の色々について検討する中で、総合的な治水のためには費用対効果の検討が不可欠として、事業費の試算がおこなわれている。その中で最大の問題点は維持費あるいは経常費と分類されるべき費目がないことである。これは従来の治水事業がいわゆる「箱物」事業を中心に行われてきたことと関係があるのかも知れないが、この種の費目が事業費試算からドロップすることは費用対効果の検討において極めて不都合である。そして特に問題なのは、農地を耕作しながら遊水地として治水に活用するプランの中で、万一浸水して被害が出た時の補償が、

地役権を買い取るという形でしか計上できないことにつながることである。農家にとって見れば、例えば30年に1度の割合で自分の農地に浸水する場合、期間が決まっておれば、その期間に受けるであろう浸水被害額（統計学的には期待値と呼ばれるもの）を算出し、それを基に地役権買い取り額についての見解を持ち得るし、その額は当然期間の長さに比例するが、以後永劫にわたっての被害補償額と言うことになると、無限大の時間を掛けなければならないので、河川管理者からどんな金額を提示されても同意することは不可能になってしまうのである。このような事態を防止するためにも、費用対効果検討の合理化のためにも、事業費に経常費（維持費、補償費を含む）を計上することが必要である。もちろん補償費が計上されれば、色々な場面でこれを考えなくてはいけなくなるかも知れないが、一部の流域住民の犠牲に依拠して流域の安全を確立することが不可避であれば（避けられればこれに越したことはないが）、それに対する補償は当然であろう。

（以下は非常に読みにくい文章が続く）

（以下は非常に読みにくい文章が続く）

（以下は非常に読みにくい文章が続く）